

教育委員会関係議案（墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

2 条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

3 改正内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、補償基礎額の扶養加算額及び介護補償額を改定する必要がある。

（1）補償基礎額の扶養加算額の改定（第3条）

扶養親族の種別により、加算する額を配偶者については、450円から200円へ引き下げ、22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子及び孫を別として、子については200円から300円へ引き上げる。

経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族の加算を行わないこととし、また経験年数が10年以上16年未満について「特定経験年数学校医等」として当該加算額を2分の1とする。

（2）介護補償額の改定（第11条）

当該介護に要する費用の支出限度額について、介護補償に係る障害が常時介護または随時介護を要する程度の障害として該当する場合において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときは0.0017%引き上げ、また、常時介護または随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずるものによる介護を受けた日があるときは、0.0014%引き上げる。

4 施行期日

交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

5 区長からの依頼文及び回答文

別紙のとおり



29 墨総法条第7号
平成29年9月4日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

平成29年第3回墨田区議会定例会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、補償基礎額の扶養加算額及び介護補償額を改定する必要がある。

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第53号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年9月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第17条第2項第2号において」を「以下」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に定める額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者 100円）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円）
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円）

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）

(6) 重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）

第3条第4項中「（同項第1号に該当する者がなく、特定期間にある扶養親族たる子がいる場合は、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数）」を削る。

第11条第2項第1号中「10万4,950円」を「10万5,130円」に改め、同項第2号中「5万7,030円」を「5万7,110円」に改め、同項第3号中「5万2,480円」を「5万2,570円」に改め、同項第4号中「2万8,520円」を「2万8,560円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 付則第4項の規定により読み替えて適用するこの条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第3項の規定（同項第2号に係る部分に限る。）は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 付則第5項の規定により読み替えて適用する新条例第3条第3項の規定（同項第2号に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその

他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 適用日から平成30年3月31日までの期間における新条例第3条第3項第2号の規定の適用については、同号の規定中次の表の左欄に掲げる字句は、適用日から施行日の前日までの間にあつては同表の中欄に掲げる字句に、施行日から平成30年3月31日までの間にあつては同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円	扶養親族たる子（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。以下同じ。）のうち1人（学校医等に配偶者のない場合に限る。以下「欠配第1子」という。） 450円（扶養親族たる子のうち欠配第1子以外のもの 250円）	扶養親族たる子（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。以下同じ。）のうち1人（学校医等に配偶者のない場合に限る。以下「欠配第1子」という。） 334円（扶養親族たる子のうち欠配第1子以外のもの 250円）
----------------------------------	--	--

- 5 施行日から平成30年3月31日までの期間における新条例第3条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項第1号中「200円」とあるのは「334円」と、「学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）」とあるのは「学校歯科医」と、「100円」とあるのは「267円」と、同項第3号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円）」とあるのは「200円」と、同項第4号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円）」とあるのは「200円」と、同項第5号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）」とあるのは「200円」と、同項第6号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）」とあるのは「200円」と、同条第4項中「134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額」とあるのは「当該扶養親族1人につき

134円（学校医等に配偶者がいない場合にあっては、特定期間にある欠配第1子については50円、特定期間にある当該子のうちその他のものについては1人につき134円）」とする。

6 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項及び第4項の規定に基づく公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに旧条例第3条第3項及び第4項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに旧条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（付則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

（提案理由）

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、補償基礎額の扶養加算額及び介護補償額を改定する必要がある。

29 墨教庶第 810 号
平成 29 年 9 月 4 日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

平成 29 年 9 月 4 日付け 29 墨総法条第 7 号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

1 意見聴取のあった条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

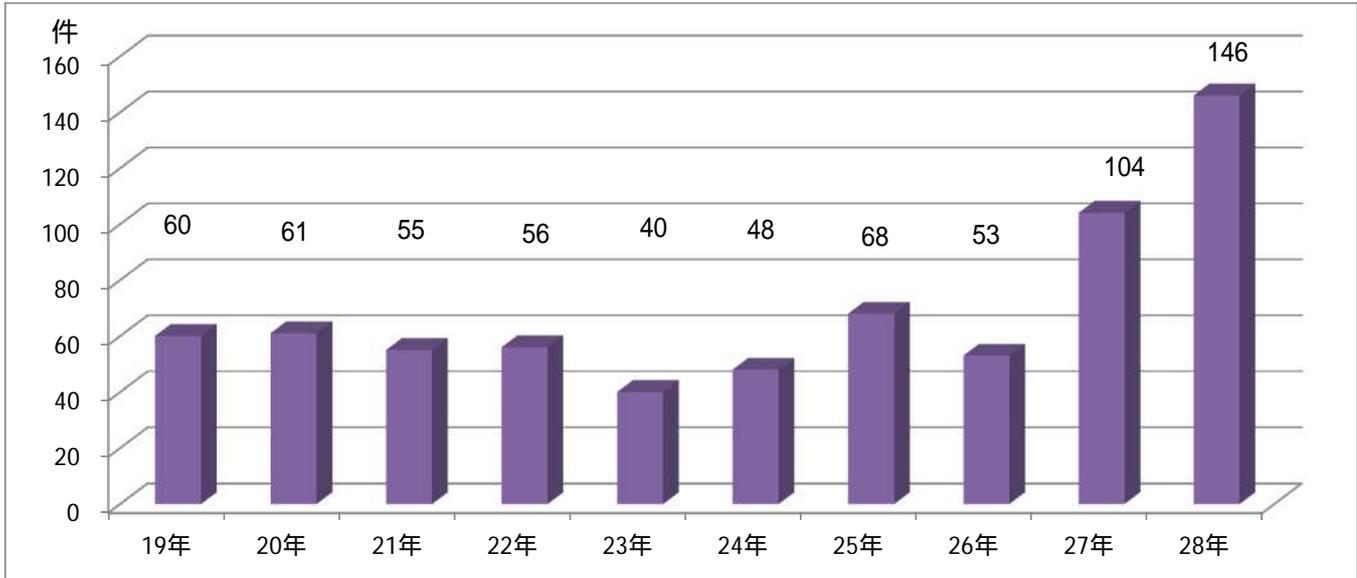
教育課題の進捗状況について（平成29年9月報告分）

課題名	進捗状況	主管課
学校校舎等の改築・改修事業	<p>【計画】</p> <p>吾二中 着工</p> <p>吾立中 着工</p> <p>非構造部材（天井崩落防止・ガラス飛散防止等）の耐震化 着工、工事</p> <p>【実績】</p> <p>吾二中 外構工事</p> <p>吾立中 工事説明会 8/6、仮設事務所設置 8/31</p> <p>非構造部材 着工、工事</p> <p>【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）</p>	庶務課
新学習指導要領への対応	<p>【計画】</p> <p>英語教育推進リーダーによる小学校校内研修</p> <p>東京都英語独自教材の活用研修</p> <p>小学校「特別の教科道徳」教科書採択</p> <p>【実績】</p> <p>英語教育推進リーダーによる校内研修を8/24に第三吾嬬小学校で実施した。</p> <p>英語活動研修会で各校の英語教育担当者を対象に東京都独自教材の活用研修を行った。</p> <p>8/3 教育委員会にて、小学校「特別の教科道徳」の教科書採択を行った。</p> <p>【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）</p>	指導室
学力向上新3か年計画の実施	<p>【計画】</p> <p>学力向上ヒアリング（後期）</p> <p>理科ニュースの発行</p> <p>【実績】</p> <p>学力向上ヒアリング（8/28～9/11）</p> <p>理科ニュースの発行（8/4）</p> <p>学力向上のためのマネジメント推進校訪問（都教育委員会の統括指導主事による講義・演習）（8/24、30）</p> <p>【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）</p>	すみだ教育研究所
幼保小中一貫教育推進計画の改定	<p>【計画】</p> <p>幼保小中一貫教育推進計画改定検討会</p> <p>作業部会（第2回）</p> <p>【実績】</p> <p>幼保小中一貫教育推進計画改定検討会</p> <p>作業部会（8/23）</p> <p>【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）</p>	すみだ教育研究所

1 一般事故について

平成29年8月31日現在

(1) 過去10年の事故発生件数



(2) 平成29年度の状況

4月から8月までの事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	2	0	2
小学校	29	2	31
中学校	16	0	16
合計	47	2	49

(参考) 平成28年度の状況

年間事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	13	0	13
小学校	96	3	99
中学校	34	0	34
計	143	3	146

4月から8月までの事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	4	0	4
小学校	55	2	57
中学校	16	0	16
合計	75	2	77

事故発生場所の内訳[上記(2) - の内訳]

区分	廊下	校庭	階段	教室	プール	体育館	その他	計
幼稚園	0	1	0	1	0	0	0	2
小学校	2	15	1	5	1	1	6	31
中学校	1	6	2	0	0	2	5	16
計	3	22	3	6	1	3	11	49

事故発生時間帯の内訳[上記(2) - の内訳]

区分	始業前	授業中			休み時間	放課後	部活動	行事等	下校後	計
		実技等	教科	その他						
幼稚園	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
小学校	2	4	1	2	17	1	0	1	3	31
中学校	1	3	1	0	4	0	6	1	0	16
計	3	7	2	4	21	1	6	2	3	49

事故者の学年別内訳[上記(2) - の内訳]

区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	0	0	4	5	5	2	3	3	2	4	2	30
女子	1	1	2	1	3	0	3	0	7	2	2	22
計	1	1	6	6	8	2	6	3	9	6	4	52
	2		31						19			

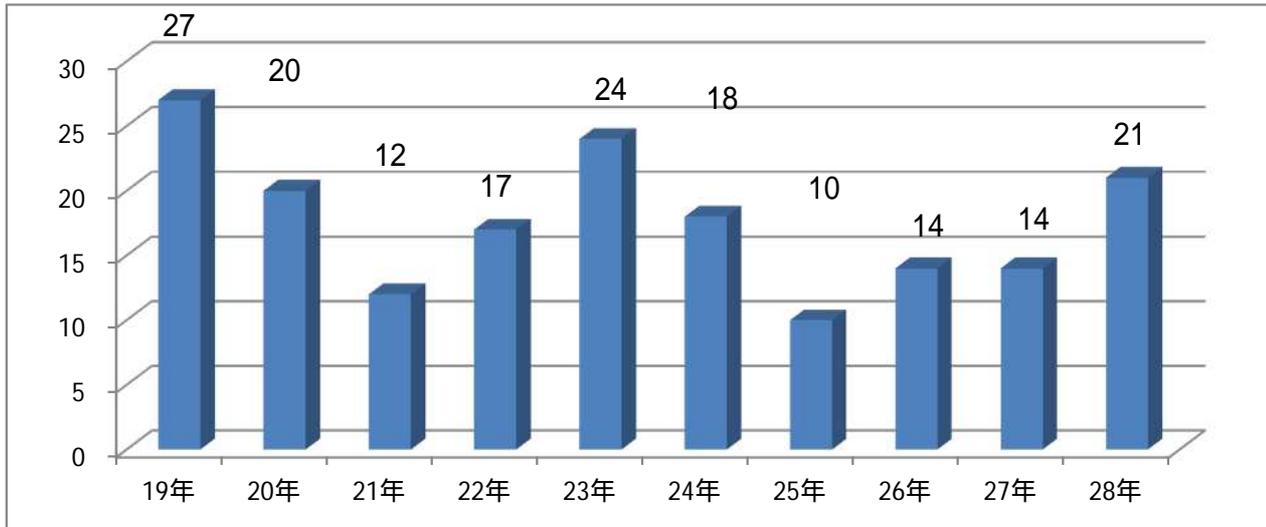
複数の幼児・児童・生徒が該当している件もあるため、発生件数と事故者数は異なる。

2 交通事故について

平成29年8月31日現在

(1) 過去10年の事故発生件数

交通事故の発生件数(過去10年間)



(2) 平成29年度の状況

4月から8月までの事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	1	5	6
中学校	0	0	0
合計	1	5	6

(参考) 平成28年度の状況

年間事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	6	11	17
中学校	0	4	4
計	6	15	21

4月から8月までの事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	1	3	4
中学校	0	1	1
計	1	4	5

事故発生場所の内訳[上記(2) - の内訳]

区分	道路	交差点	横断歩道	路地	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0
小学校	2	1	3	0	0	6
中学校	0	0	0	0	0	0
計	2	1	3	0	0	6

事故発生原因の内訳[上記(2) - の内訳]

区分	飛び出し	自転車走行中	遊び中	歩行中	横断中	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	1	4	0	0	1	0	6
中学校	0	0	0	0	0	0	0
計	1	4	0	0	1	0	6

事故者の学年別内訳[上記(2) - の内訳]

区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	4
女子	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
計	0	0	1	1	2	2	0	0	0	0	0	6

3 その他の事故

平成29年8月31日現在

(1) 「その他の事故」の内訳

区分	露出者被害	強制わいせつ	同未遂	性的被害	不審者声かけ	家出	いじめ	恐喝加害	暴力行為					その他	計
									生徒間	対人	対教師	器物被害	被害		
幼稚園	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
小学校	1	0	0	0	5	3	20	0	1	0	0	0	0	16	46
中学校	0	0	0	1	7	1	21	0	3	1	1	0	0	4	39
計	1	0	0	1	12	5	41	0	4	1	1	0	0	21	87

「いじめ」については、学校からの個票による7月までの報告件数の合計である。
 複数の月にまたがっている「いじめ」は1件として数えている。

(2) 「その他の事故」の学年別内訳[上記(1)の内訳]

区分	露出者被害	強制わいせつ	同未遂	性的被害	不審者声かけ	家出	いじめ	恐喝加害	暴力行為					その他	計	計
									生徒間	対人	対教師	器物被害	被害			
年少	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
年長	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
小1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	53
小2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	5	
小3	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4	
小4	1	0	0	0	1	1	4	0	1	0	0	0	0	4	12	
小5	1	0	0	0	1	0	8	0	0	0	0	0	0	5	15	
小6	1	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	0	0	4	12	
中1	0	0	0	0	5	1	7	0	1	0	0	0	0	1	15	44
中2	0	0	0	0	4	0	8	0	2	0	1	0	0	1	16	
中3	0	0	0	1	3	0	6	0	0	1	0	0	0	2	13	
計	6	0	0	1	17	5	41	0	4	1	1	0	0	23	99	

(1)に示した事故の内、1件の事故に複数の関与者がいる場合については、それぞれを1件として数えているため(1)と(2)の合計数は異なる。